



平成28年3月14日

各 位

会社名 株式会社きんえい
代表者 取締役社長 丸山 隆 司
(コード番号9636 東証2部)
問合せ先 執行役員総務部長 松本 昭彦
(TEL 06-6632-4551)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年3月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年4月27日開催予定の第119期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、継続的に広く適任者を得られるよう、会社法の規定に基づき、定款第27条及び第36条として、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するとともに、これに伴う現行条文の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年4月27日（水）

定款変更の効力発生日 平成28年4月27日（水）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 27 条～第 34 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 35 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第 28 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第 37 条～第 40 条 (現行どおり)</p>